



2025年水道水質レポート 横須賀基地水道システム

横須賀基地司令部

この年次レポートはCommander, Navy Installations Command (CNIC) インストラクション5090.1B (2026年1月6日)に基づき、2025年の水質検査結果を反映して作成されています。

このレポートは米海軍横須賀基地が管轄する横須賀メインベース、池子住宅エリア、箱崎燃料ターミナル、鶴見燃料ターミナルOU-1・OU-2、フリートメールセンター (FMC)、浦郷倉庫地区の各水道システムに関する年次水道水質レポート (CCR) です。2025年に供給した水道水の水源や成分、および水質基準への適合状況などについてお知らせするものです。横須賀基地の水道水は、安全に飲用することができます。2025年に実施された水質検査で基準値を超える項目は一切ありませんでした。私たちの目標はこれからも変わらず、基地に関わるすべての人へ安全で信頼できる水道水を安定して供給することです。

水源

横須賀メインベース・箱崎燃料ターミナル・浦郷倉庫地区

横須賀メインベース、箱崎、浦郷の水道水の水源は、主に相模川などの河川です。横須賀市上下水道局が一般的な急速ろ過方式によるろ過や塩素消毒などの浄水処理をした水道水を購入して、各基地に供給しています。

池子住宅エリア

池子住宅の水道水の水源は相模川です。神奈川県水道局が一般的な急速ろ過方式によるろ過や塩素消毒などの浄水処理をした水道水を購入して池子住宅エリアに供給しています。



フリートメールセンター (FMC)、鶴見OU-1&OU-2

FMCと鶴見の水道水の水源は相模川です。横浜水道局が一般的な急速ろ過方式によるろ過や塩素消毒などの浄水処理をした水道水を購入してFMCと鶴見OU-1&OU-2に供給しています。

配水システム

横須賀基地の水道配水システムは、横須賀基地パブリック・ワークス・デパートメント (PWD) が運営しています。横須賀メインベース、池子住宅エリア、箱崎燃料ターミナルの各基地では、配水タンクを経由して各建物へ水道水を供給しています。メインベースや池子のハウジング

エリア（住宅地区）に供給される水道水にはフッ素が添加されています。FMC、鶴見OU-1&OU-2、浦郷では購入した水道水をPWDで処理することなく、直接配水しています。

水道規則とコンプライアンス

CNICインストラクション5090.1Bは、米国内と同じ安全な水道水を供給するため、海外の米海軍施設は1974年米国安全飲料水法に基づいて公布された水道水基準を満たすか、それを上回ることを求めています。さらに、横須賀基地は日本環境管理基準（JEGS）の規則を順守する義務があります。JEGSは人々の健康と自然環境を保護することを目的として、日本国内における米国防総省の施設やその活動が順守しなければならない環境基準を定めています。

横須賀基地司令官は、基地の施設を利用するすべての人々に信頼性の高い水道水を確実に供給するため基地水質委員会（IWQB）を設置しました。IWQBは現在、海外に駐留する海軍に適用される海外水道プログラム（ODW）のすべての要件を順守するために取り組んでいます。横須賀基地の水道システムは、リージョナル水道水質委員会（RWQB）から条件付き運営許可（CTO）を得て運営しています。完全なCTOは、衛生監査で指摘されたすべての重要指摘事項が是正された時点で取得できるようになります。指摘事項については、すでに対策が完了しているか、まだ完了していない指摘事項についてはさらなる安全性向上のために着実に対策を進めています。

水源アセスメント

衛生監査

3年ごとに海軍水質監視委員会（WQOC）による、横須賀基地水道システムの包括的な衛生監査が実施されます。この監査は、安全な水道水の生産と供給に必要な水源、施設、設備、運転、保守が適切に行われているか評価します。衛生監査に加え、PWDは定期的に環境監査を実施し、規則の順守状況を確認しています。前回の包括的な衛生監査は2024年8月に実施されました。横須賀基地はその報告書の勧告に基づいて、水道システムを継続的に改善しています。

地表水処理規則（SWTR）

CNICインストラクション5090.1B、海軍ODWプログラム（2021年3月15日）とCNIC M-5090.1A、海軍ODWプログラム陸上マニュアル（2021年3月15日）は、米国環境保護庁（EPA）のSWTRを採用しています。ただし、海軍施設に水道水を供給している浄水場などが基地外（米政府の管轄外）にある場合には、米国環境保護庁の地表水処理規則を完全に順守するこが常には限りません。

CNICは海外の海軍施設向けに特例の地表水処理規則を制定しました。CNICはこの特例地表水処理規則を順守することで、米国環境保護庁（EPA）の地表水処理規則と同様の健康保護が実現できると認めています。横須賀基地では2021年に初期評価が実施され、水源のモニタリングや浄水処理プロセスに関する情報を入手できることを条件に、特例規則を順守するためのロードマップが策定されました。2024年には特例地表水処理規則の順守状況を特定・評価する技術調査が実施されました。この調査では各水道局の協力を得て、浄水場などの視察やヒアリングを実施して処理プロセスを評価しました。特例規則順守のために改善すべき事項が特定された場合

は、必要に応じて横須賀基地水道システムに公衆衛生リスクを低減するための是正措置を実施することになります。

調査の最終報告書は、特例規則の要件に対する承認を得るためWQOCに提出されました。フリート・メール・センター（FMC）を除き、横須賀基地のすべての水道システムは特例地表水処理規則に適合しています。横須賀基地は水道局、RWQB、およびWQOCと連携し、2024年の衛生監査のFMC水道システムの指摘事項の是正に努めています。なお、FMCの水道水はこれまでも安全であり、引き続き飲用に適した水質を維持していますが、今後の監査や現地査察に備え、この指摘事項の解消を最優先課題として取り組んでいます。

健康に関する重要なお知らせ

化学療法を受けているがん患者、臓器移植を受けた人、HIV/AIDSやその他の免疫系疾患のある人、高齢者、乳幼児など、免疫力が低下している人は、感染症のリスクが特に高くなります。これらの人々は、水道水について医療従事者から助言を得ることをお勧めします。クリプトスポリジウムやその他の微生物による感染リスクを軽減するための米国環境保護庁（EPA）や疾病管理予防センター（CDC）のガイドラインは、安全な飲料水ホットライン（1-800-426-4791）で入手できます。

混入する可能性のある汚染物質

水道水やペットボトルなどの飲料水には通常、水以外の微量な不純物が含まれています。水道水に微量の不純物が混入するということは、必ずしも私達の健康を害するという事ではありません。不純物や可能性のある健康への影響の詳細は、EPA のホットライン 1-800-426-4791 やウェブサイトで確認できます。（<https://www.epa.gov/dwstandardsregulations/drinking-water-contaminant-human-health-effects-information>）

水道水やペットボトルの飲料水の水源となる河川、湖、池、ダム、湧水、井戸などの水は、地表を流れたり地下を通過する過程で自然界に存在する放射性物質を含む様々な成分が溶け込みます。また、動物や人間の活動に由来する不純物が混入することも考えられます。混入する不純物には次のような物質が考えられます：

- 下水処理施設、浄化槽、家畜、野生生物などによる細菌やウイルスなどの**微生物**。
- 自然由来や都市の雨水、家庭や工場から発生する下水、石油やガス精製、鉱山、農業などによる塩や金属などの**無機物**。
- 農業、都市の雨水や家庭での使用などによる殺虫剤や除草剤などの**農薬**。
- 工場や石油精製、ガソリンスタンド、都市の雨水や下水などなどで発生する揮発性有機物などの**有機化合物**。
- 自然に由来する場合や石油・ガス生産や鉱山などによる**放射性物質**。

EPA と JEGS は水道水の安全確保のため、水道システムから供給される水道水に含まれる不純物の基準値を定めています。米国で製造されるペットボトルの飲料水は、米国食品医薬局 (FDA) が不純物の基準値を規定して水道と同等の公衆衛生の保護をしています。

EPAは、水道水に関して表1にまとめた3段階の公衆通知計画を定めています。横須賀基地はこの通知計画に従って、必要な情報が発生した際には、皆様へ速やかに通知を行います。

表1 : 3段階の通知*		
	必要な配布時間	配布方法
第 1 段階 : 緊急通知	直ちに健康被害の可能性がある状況が発生した場合、水道供給者は 24 時間以内にその水道水を飲用する可能性のある人に通知する。	e-mail 及びフェイスブックによる通知。
第 2 段階 : なるべく早い通知	EPA などが定めた水質基準値を超過した水道水が、適切に処理されずに供給されてしまったが、その水道水による健康リスクが直ちにあるわけではない場合、水道供給者は 30 日以内又はなるべく早く水道利用者に通知する。	e-mail 及びフェイスブックによる通知。
第3段階 : 年次通知	健康に直接影響を与えない水道基準違反があった場合 (例 : 水道検査が決められた期日までに実施されなかった場合)、水道供給者は 1 年以内に水道利用者に通知する。	この水道水質レポートによる通知。

※定義はEPA (米国環境保護庁) のウェブサイトより引用。

<http://water.epa.gov/lawsregs/rulesregs/sdwa/publicnotification/basicinformation.cfm>参照。

その他の不純物

鉛

蛇口や配管などの給水設備に含まれる鉛成分が、水道水中に溶け出すことがあります。鉛濃度が高いと、特に妊婦や子供の健康に影響を与える可能性があります。水道を数時間以上使用していないと鉛が水道水に溶け込む可能性があり、使用する前に30秒から2分ほど水を流すことで鉛の摂取量をさらに減らすことができます。横須賀基地では3年に一度ハウジングエリアなどで水道水の鉛検査を実施しており、検査結果は JEGS や EPA の鉛に関する規則に適合しています。EPA のウェブサイト (<http://www.epa.gov/safewater/lead>) では水道水中の鉛について、検査方法や鉛暴露の低減方法などを解説しています。

優先施設鉛検査 (LIPA)

子供の鉛暴露の可能性をより低く抑えるための対策として、LIPA 施設の水道水中の鉛量を把握するため、2014 年にベースライン鉛検査を横須賀基地内の全ての学校、CDC、ユースセンターで実施しました。2024 年 7 月にWQOCは鉛基準値をそれまでの 15 ppb から 10ppb に引き下げ、以前の検査で 10 ppb を超過していた給水栓に対して是正措置の実施を義務付けました。

米国環境保護庁（EPA）は 2020 年に学校や保育所での鉛検査を初めて義務化しました。海軍は、学校や保育施設における鉛検査を海軍指針として採用しています。海軍が実施する鉛暴露の可能性のある箇所を明らかにして除去をする積極的なアプローチは、家族の安全と健康を守る海軍の責任を果たすものです。横須賀基地は海軍指針に基づいて子供の鉛暴露の可能性を低減するため、LIPA 施設の飲用に使われる全ての蛇口で鉛検査を5年に一度実施しています。

池子では2022年5月に小学校、CDC、ユースセンターで5年に一度のLIPA鉛検査を実施しました。横須賀メインベースでは2023年2月から5月にかけてサリバズ小学校、横須賀ミドルスクール、キニックハイスクール、グリッドリーCDC、ダンカンCDC、SAC、スポーツセンターで実施しています。すべての是正措置は完了し、すべての給水栓は10ppbの鉛基準値を下回っています。検査結果は CNIC のウェブサイトから閲覧できます：<https://cnrj.cnrc.navy.mil/Operations-and-Management/Water-Quality-Information/Lead-in-Priority-Area-Sampling-Program/>

水質改善と鉛曝露を最小限にするために

1. 蛇口から水を流してフラッシングする

飲用や調理に水を使用する前に、蛇口から冷水を流して水道管に溜まっていた水を排出してください。特に長期休暇や週末の後には、フラッシング（水を流すこと）を行うことで、水質の改善につながります。



2. 調理と飲用には冷水のみ使用する

お湯は冷水に比べて鉛を早く溶かすため、鉛を多く含む可能性があります。お湯が必要な場合は、冷水をコンロや電子レンジで加熱してください。

3. 定期的に蛇口先端のスクリーンを清掃する

蛇口の先端にあるスクリーン（エアレーター）には、鉛を含む沈殿物が付着することがあります。

4. 定期的にフィルターのメンテナンスをする

取扱説明書に従い、フィルターを定期的に交換してください。



エアレーター

<https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/basic-information-about-lead-drinking-water>

有機フッ素化合物（PFAS）について

有機フッ素化合物とは何ですか？有機フッ素化合物の用途は？

有機フッ素化合物とは「PFAS」と呼ばれる、数千種類に及ぶ人工化学物質の総称です。PFASは、1940年代以降、米国を含む世界中でさまざまな製品に使用されてきました。PFASは多くの消費者向け製品にも含まれるほか、水成膜泡消火薬剤（AFFF）など多くの工業製品にも含まれています。また、半導体、電池、医療機器など社会機能維持に必要不可欠な製品にも使用されています。PFASは環境中の残留性が高く、人体にも残留するものがあります。つまりPFASは、体内に長い間分解されずに蓄積される可能性があります。

水道水のPFASに関する基準はありますか？

2024年4月26日、米国環境保護庁（EPA）は「安全飲料水法（SDWA）」に基づき、6種類のPFAS（有機フッ素化合物）に関する飲料水の米国基準となる最終規則（第一種飲料水規則：NPDWR）を公表しました。

この規則では、水道水に含まれてもよいとされる「最大許容濃度（MCL）」を以下のように定めています。

対象物質	基準値
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	4 ppt
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	4 ppt
ヘキサフルオロプロピレンオキシド二量体酸（HFPO-D A、一般に「GenX」として知られる物質）	10 ppt
ペルフルオロノナン酸（PFNA）	10 ppt
ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	10 ppt
4つの物質（PFHxS、PFNA、PFBS、GenX）の合計による健康リスクを示す指数HI	1（単位なし）

米国ではこのNPDWRの米国基準に基づき、規制対象となる水道事業者（PWS）は、2027年4月26日までに最初の水質測定（初期モニタリング）を完了し、2027年4月26日以降は初期モニタリングの測定結果や規則で定められた頻度に従って、定期的な水質検査を実施します。水道事業者は2029年4月26日までに、水道水が「最大許容濃度（MCL）」以下であることを証明し、規則を順守しなければなりません。

国防総省（DoD）の全職員に安全な水道水を提供するため、国防長官府（OSD）は水道システムの規模に関わらず、飲用する水道水を提供しているすべてのDoD水道システムにこのPFASモニタリングの規則を適用しています。DoDの方針では、規制対象となっている6種類のPFASに加え、EPA分析メソッド533を使用して検出される全25種類の有機フッ素化合物についてモニタリングすることが義務付けられています。

国防総省は、職員とその家族そして私たちが奉仕する地域社会の健康を守ることを、最優先事項としています。第一種飲料水規則（NPDWR）の要件を順守し、国防総省施設で働き生活する人々への安全な水道水の継続的な供給に尽力します。

2025年に横須賀基地でPFAS検査は実施されましたか？

はい。横須賀基地では四半期ごとに検査を実施しました。

2025年PFAS検査のスケジュール：

メインベース（建物C3）、池子住宅団地（建物657）、箱崎（建物8600378）、FMC（建物106）、鶴見（建物33）、浦郷（建物8700800）から四半期ごとに検査を実施しました。

PFASの検出：

分析対象の29種類のPFASのうち4種類が水道水から検出されましたが、すべての結果（表3と表4）は現在のEPAの基準値（EPAメソッド533）の範囲内でした。EPAは現時点ではこれらの有機化合物のうち一部にのみ、MCL（最大許容濃度）を設定しています。PFO Sが検出されました。

今後は？

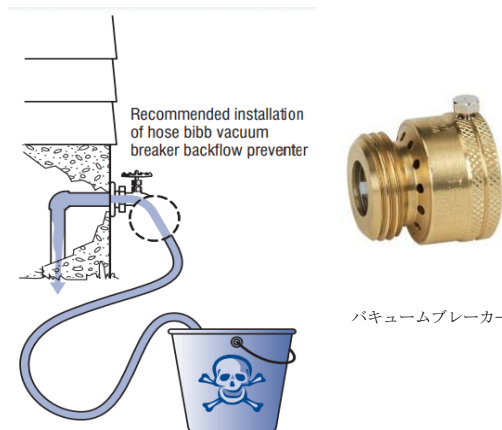
EPAや国防総省の方針に従い、横須賀基地で水道水中のPFASモニタリングを継続します。2022年と2023年の初期モニタリングの結果から、最大許容濃度（MCL）とハザード指数（HI）と比較するための年間移動平均（RAA）を算出しました。これらの結果から今後の検査スケジュールが決定されます。

フリート・メール・センター（FMC）を除くすべての横須賀基地の水道システムは、四半期ごとに、具体的には各四半期の2ヶ月目に検査を実施しています。FMC水道システムは、初期モニタリングにおいてPFASが検出されなかったため、2027年から3年に1回の検査を実施します。最高レベルの安全性を確保するため、2027年までは四半期ごとの検査を継続します。29年4月までに安全飲料水法（SDWA）のPFAS最大許容濃度（MCL）および最大許容濃度（HI）を順守できるよう、水道システムの運用やインフラの調整を計画します。

クロスコネクションと逆流防止

水道管と水道以外の管が直接つながっていると、クロスコネクションとみなされることをご存じですか？例えば、家庭用のホースの先が、水の入ったバケツや車のラジエーター、あるいはプールの中に浸かっているだけでもクロスコネクションとなり、水が逆流して水道汚染を引き起こす原因になります。

私たちの安全な水を守るため、家庭用のホースを使用する際には、蛇口に必ず「ネジ込み式のバキュームブレーカー（逆流防止弁）」を取り付けてください。



水道モニタリング

水道水の分析は日本と米国環境保護庁（EPA）が承認した検査機関・検査方法で実施され、表2の頻度で汚染物質の定期的なモニタリングをしています。

汚染物質	メインベース	池子	箱崎	鶴見	FMC	浦郷
pH、残留塩素、濁度	毎時	毎時	毎月	毎時	毎時	毎月
総大腸菌群	毎月					
フッ素	毎日／毎月 ¹		該当なし			
消毒副生成物	四半期		毎年			
銅鉛	3年に1回					
無機化合物	毎年／四半期 ²					
トルエン	四半期					該当なし
揮発性有機化合物	毎年					
合成有機化合物	3年に1回					
放射性物質	4年に1回		該当なし			
アスベスト	9年に一度					
PFAS	四半期 ³				3年に1回 ³	四半期 ³

注記：

1. 毎日のサンプリングの他、毎月の大腸菌検査と同時にサンプリングしています。
2. 硝酸／亜硝酸の地表水ベースラインモニタリング頻度。
3. PFASの初期サンプリングは、2022年（方法573.1）と2023年（方法533）に実施されました。2025年のサンプリング（方法533および537.1）はFMCを除き四半期ごとに実施されました。2026年1月以降は方法533のみが許可された分析方法となったため、分析方法が方法533のみに変更されます。

水質データ

横須賀基地では水道水が全ての水質基準に満たしていることを確認するため、厳正なモニタリングを実施しています。2025年のモニタリングでは、すべてのサンプリング方法と頻度が順守され、表3から表10の通り定期的な検査と必要に応じて実施された全てのサンプリングにおいて基準値超過は検出されませんでした。

表3： 2025年横須賀基地PFAS分析結果 - EPA分析方法533

表4： 2025年横須賀基地PFAS分析結果 - EPA分析方法537.1

表5： 2025年に検出された汚染物質（横須賀メインベース）

表6： 2025年に検出された汚染物質（池子住宅エリア）

表7： 2025年に検出された汚染物質（箱崎燃料ターミナル）

表8： 2025年に検出された汚染物質（鶴見OU-1・OU-2）

表9： 2025年に検出された汚染物質（FMC）

表10： 2025年に検出された汚染物質（浦郷）

表5～10には、検出された汚染物質の結果のみが記載されています。汚染物質の存在は、必ずしも健康リスクをもたらすことを意味するものではありません。横須賀基地の水道水は安全であり、飲用に適しています。

表3 : 2025年横須賀基地PFAS分析結果 - EPA分析方法533

汚染物質	MCL (ppt)	結果：第1四半期、第2四半期、第3四半期、第4四半期 (単位：ppt)																								
		メインベース C3				池子 657				箱崎 8600378				FMC 106				鶴見 33				浦郷 8700800				
1. 11C1-PF30Ud S	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2. 4:2FTS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3. 6:2FTS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4. 8:2FTS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 9C1-PF30NS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. ADONA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7. HFPO-DA ¹	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. NFDHA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. PFBS ¹	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10. PFDA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. PFHxA	-	2	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	-
12. PFBA	-	3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	2	2
13. PFEESA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14. PFHpS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15. PFMBA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16. PFMPA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17. PFPeA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18. PFPeS	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19. PFDoA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
20. PFHpA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
21. PFHxS ¹	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22. PFNA ¹	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
23. PFOS ¹	4	2	-	3	-	2	-	3	-	3	-	3	-	2	-	3	-	2	-	3	-	3	-	3	-	-
24. PFOA ¹	4	3	-	-	-	3	-	-	-	3	-	-	-	3	-	-	-	-	-	3	-	3	-	-	-	-
25. PFUnDA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注記:

1. 6種類のPFASは、国家一次飲料水規制 (NPDWR) によって規制されている。
2. FLEACT横須賀は、PFASに関する監視および検査上の違反は一切ありません。
3. '-' = 検出されない

表5：2025年に検出された汚染物質（横須賀メインベース）

汚染物質	単位	検出結果		基準値		水質基準違反	主な混入源
		下限	上限	目標値 MCLG or MRDLG	最大許容量 MCL, TT, or MRDL		
消毒剤および消毒副生成物							
残留塩素 ¹	ppm	0.16	0.73	4	4	なし ²	消毒用添加物
ハロ酢酸(HAA5)	ppb	9.6	17	NA	60	なし	水道水塩素消毒副生成物
総トリハロメタン(TTHM)	ppb	13	53	NA	80	なし	水道水塩素消毒副生成物
無機化合物							
バリウム	ppm	ND	0.0025	2	2	なし	掘削排水、金属精錬排水、自然由来
フッ素	ppm	0.064	0.81	4	4	なし	自然由来、歯質強化水道添加物、肥料・アルミ工場排水
硝酸	ppm	0.76	1.1	10	10	なし	肥料、浄化槽、下水、自然由来
ナトリウム	ppm	8.5	9.3	NA	NA	なし	自然由来
放射性物質³							
グロスアルファ	pCi /L	ND	2.67 ⁴	0	15	なし	自然堆積物の浸食
ラジウム226とラジウム228	pCi /L	ND	1.35	0	5	なし	自然堆積物の浸食
ベータ粒子とフォトン	pCi /L	ND	1.25	0	50 ⁵	なし	自然および人工堆積物の浸食
注記：1. 適用される基準値は最大残留消毒剤濃度（MRDL）。2. 配水システムにおけるバクテリアの繁殖を防ぐため、残留塩素濃度を維持する必要があります。水道水からはバクテリアは検出されていません。3. 放射性物質は4年ごとにサンプリングされます。四半期ごとのサンプルの年間移動平均に基づいて基準値の適合が算出されます。結果は、前回のサンプリング期間である2020年10月から2021年7月までのものです。次のサンプリングは2024年10月に開始されました。4. 結果が5 pCi /Lを超えていた場合は、ラジウムの追加検査が必要でしたが、結果は5 pCi /L未満であったため、追加検査は必要ありませんでした。5. ベータ粒子の最大許容濃度は4 mrem/年です。EPAは、ベータ粒子の懸念レベルを50 pCi /Lとみなしています。ベータ粒子の結果は50 pCi /L未満であったため、個々のベータ粒子成分の検査は必要ありませんでした。							
汚染物質	目標値(MCLG)	アクションレベル(AL)	90パーセント タイル	検査年	AL超過数	基準超過	主な混入源
銅 (ppm) ⁶	1.3	1.3	0.022	2023	0	なし	屋内配管腐食、自然由来
鉛 (ppb) ⁶	0	15	2.4	2023	0	なし	屋内配管腐食、自然由来
注記： 6. 鉛と銅のサンプリングは3年ごとに実施されます。							

表6：2025年に検出された汚染物質（池子住宅エリア）

汚染物質	単位	検出結果		基準値		水質基準違反	主な混入源
		下限	上限	目標値 MCL G or MRDLG	最大許容量 MCL, TT, or MRDL		
消毒剤および消毒副生成物							
残留塩素 ¹	ppm	0.20	0.73	4	4	なし ²	消毒用添加物
ハロ酢酸 (HAA5)	ppb	10	18	NA	60	なし	水道水塩素消毒副生成物
総トリハロメタン (TTHM)	ppb	11	21	NA	80	なし	水道水塩素消毒副生成物
無機化合物							
バリウム	ppm	NA	0.0026 ³	2	2	なし	掘削排水、金属精錬排水、自然由来
フッ素	ppm	NA	0.84 ³	4	4	なし	自然由来、歯質強化水道添加物、肥料・アルミ工場排水
硝酸	ppm	0.76	1.1	10	10	なし	肥料、浄化槽、下水、自然由来
ナトリウム	ppm	NA	9.1 ³	NA	NA	なし	自然由来
揮発性有機化合物							
トルエン	ppm	ND	0.00029	1	1	なし	石油工場排水
放射性物質⁴							
グロスアルファ	pCi /L	ND	2.4 ⁵	0	15	なし	自然堆積物の浸食
ラジウム ² 26とラジウム228	pCi /L	ND	0.3	0	5	なし	自然堆積物の浸食
ウラン	μg/L	ND	0.96	0	30	なし	自然堆積物の浸食
ベータ粒子とフォトン	pCi /L	ND	2.9	0	50 ⁶	なし	自然および人工堆積物の浸食
注記：1. 適用される基準値は最大残留消毒剤濃度（MRDL）。2. 配水システムにおけるバクテリアの繁殖を防ぐため、残留塩素濃度を維持する必要があります。水道水からはバクテリアは検出されていません。3. 適合性を単一のサンプルで判断したため範囲は報告されていません。4. 放射性物質は4年ごとにサンプリングされます。四半期ごとのサンプルの年間移動平均に基づいて基準値の適合が算出されます。結果は、前回のサンプリング期間である2020年10月から2021年7月までのものです。次のサンプリングは2024年10月に開始されました。5. 結果が5 pCi /Lを超えていた場合は、ラジウムの追加検査が必要でしたが、結果は5 pCi /L未満であったため、追加検査は必要ありませんでした。6. ベータ粒子の MCL は 4 mrem/年です。EPA は、50 pCi /L をベータ粒子の懸念レベルとみなしています。ベータ粒子の結果は 50 pCi /L 未満であったため、個々のベータ粒子成分のテストは必要ありませんでした。							
汚染物質	目標値 (MCLG)	アクションレベル (AL)	90パーセントイル	検査年	AL超過数	基準超過	主な混入源
銅 (ppm) ₇	1.3	1.3	0.015	2023	0	なし	屋内配管腐食、自然由来
鉛 (ppb) ₇	0	15	0	2023	0	なし	屋内配管腐食、自然由来
注：7. 鉛と銅のサンプリングは3年ごとに実施されます。							

表7：2025年に検出された汚染物質（箱崎燃料ターミナル）

汚染物質	単位	検出結果		基準値		水質基準違反	主な混入源
		下限	上限	目標値 MCLG or MRDLG	最大許容量 MCL, TT, or MRDL		
消毒剤および消毒副生成物							
残留塩素 ¹	ppm	0.32	0.57	4	4	なし ²	消毒用添加物
ハロ酢酸（HAA5）	ppb	18	18 ³	NA	60	なし	水道水塩素消毒副生成物
総トリハロメタン（TTHM）	ppb	27	27 ³	NA	80	なし	水道水塩素消毒副生成物
無機化合物							
フッ素	ppm	NA	0.09 ³	4	4	なし	自然由来、歯質強化水道添加物、肥料・アルミ工場排水
硝酸	ppm	0.89	0.98	10	10	なし	肥料、浄化槽、下水、自然由来
ナトリウム	ppm	NA	8.6 ³	NA	NA	なし	自然由来
注記： 1. 適用される基準値は最大残留消毒剤濃度（MRDL）。2. 配水システムにおけるバクテリアの繁殖を防ぐため、残留塩素濃度を維持する必要があります。水道水からはバクテリアは検出されていません。3. 適合性を単一のサンプルで判断したため範囲は報告されていません。							
汚染物質	目標値 (MCLG)	アクションレベル (AL)	90 ^{パーセン} タイル	検査年	AL超過数	基準超過	主な混入源
銅 (ppm) ⁴	1.3	1.3	0.019	2023	0	なし	家庭用配管システムの腐食、天然堆積物の浸食
鉛 (ppb) ⁴	0	15	0.9	2023	0	なし	家庭用配管システムの腐食、天然堆積物の浸食
注：4. 鉛と銅のサンプリングは3年ごとに実施されます。							

表8：2025年に検出された汚染物質（鶴見OU-1・OU-2）

汚染物質	単位	検出結果		基準値		水質基準違反	主な混入源
		下限	上限	目標値 MCLG or MRDLG	最大許容量 MC L, TT, or MRDL		
消毒剤および消毒副生成物							
残留塩素 ¹	ppm	0.48	0.64	4	4	なし ²	消毒用添加物
ハロ酢酸（HAA5）	ppb	NA	15 ^{3,4}	NA	60	なし	水道水塩素消毒副生成物
総トリハロメタン（TTHM）	ppb	NA	27 ³	NA	80	なし	水道水塩素消毒副生成物
無機化合物							
フッ素	ppm	NA	0.066 ³	4	4	なし	自然由来、歯質強化水道添加物、肥料・アルミ工場排水
硝酸	ppm	0.90	0.97	10	10	なし	肥料、浄化槽、下水、自然由来
ナトリウム	ppm	NA	8.4 ³	NA	NA	なし	自然由来
揮発性有機化合物							
トルエン	ppm	ND	0.00031	1	1	なし	石油工場からの排出物
注記： 1. 適用される基準値は最大残留消毒剤濃度（MRDL）。2. 配水システムにおけるバクテリアの繁殖を防ぐため、残留塩素濃度を維持する必要があります。水道水からはバクテリアは検出されていません。3. 適合性を単一のサンプルで判断したため範囲は報告されていません。4. S39棟の給水栓は使用されなくなったため、サンプリング場所を建物4200152に変更しています。							
汚染物質	目標値 (MCLG)	アクションレベル (AL)	90 ^{パーセント} イル	検査年	AL超過数	基準超過	主な混入源
銅 (ppm) ⁵	1.3	1.3	0.036	2023	0	なし	家庭用配管システムの腐食、天然堆積物の浸食
鉛 (ppb) ⁵	0	15	1.3	2023	0	なし	家庭用配管システムの腐食、天然堆積物の浸食
注：5. 鉛と銅のサンプリングは3年ごとに実施されます。							

表9：2025年に検出された汚染物質（FMC）

汚染物質	単位	検出結果		基準値		水質基準違反	主な混入源
		下限	上限	目標値 MCLG or MRDLG	最大許容量 MCL, TT, or MRDL		
消毒剤および消毒副生成物							
残留塩素 ¹	ppm	0.53	0.63	4	4	なし ²	消毒用添加物
ハロ酢酸（HAA5）	ppb	NA	19 ³	NA	60	なし	水道水塩素消毒副生成物
総トリハロメタン（TTHM）	ppb	NA	22 ³	NA	80	なし	水道水塩素消毒副生成物
無機化合物							
バリウム	ppm	NA	0.0027 ³	2	2	なし	掘削排水、金属精錬排水、自然由来
フッ素	ppm	NA	0.071 ³	4	4	なし	自然由来、歯質強化水道添加物、肥料・アルミ工場排水
硝酸	ppm	0.71	1.1	10	10	なし	肥料、浄化槽、下水、自然由来
ナトリウム	ppm	NA	8.4 ³	NA	NA	なし	自然由来
揮発性有機化合物							
トルエン	ppm	ND	0.0011	1	1	なし	石油工場からの排出物
注記： 1. 適用される基準値は最大残留消毒剤濃度（MRDL）。2. 配水システムにおけるバクテリアの繁殖を防ぐため、残留塩素濃度を維持する必要があります。水道水からはバクテリアは検出されていません。3. 適合性を単一のサンプルで判断したため範囲は報告されていません。							
汚染物質	目標値（MCLG）	アクションレベル（AL）	90パーセント タイル	検査年	AL超過数	基準超過	主な混入源
銅（ppm） ⁴	1.3	1.3	0.038	2023	0	なし	家庭用配管システムの腐食、天然堆積物の浸食
鉛（ppb） ⁴	0	15	2.4	2023	0	なし	家庭用配管システムの腐食、天然堆積物の浸食
注：4. 鉛と銅のサンプリングは3年ごとに実施されます。							

表10：2025年に検出された汚染物質（浦郷）

汚染物質	単位	検出結果		基準値		水質基準違反	主な混入源
		下限	上限	目標値 MCLG or MRDLG	最大許容量 MCL, TT, or MRDL		
消毒剤および消毒副生成物							
残留塩素 ¹	ppm	0.35	0.59	4	4	なし ²	消毒用添加物
ハロ酢酸（HAA5）	ppb	NA	22 ³	NA	60	なし	水道水塩素消毒副生成物
総トリハロメタン（TTHM）	ppb	NA	44 ³	NA	80	なし	水道水塩素消毒副生成物
無機化合物							
フッ素	ppm	NA	0.083 ³	4	4	なし	自然由来、歯質強化水道添加物、肥料・アルミ工場排水
硝酸	ppm	0.76	1.1	10	10	なし	肥料、浄化槽、下水、自然由来
ナトリウム	ppm	NA	8.5 ³	NA	NA	なし	自然由来
注記： 1. 適用される基準値は最大残留消毒剤濃度（MRDL）。2. 配水システムにおけるバクテリアの繁殖を防ぐため、残留塩素濃度を維持する必要があります。水道水からはバクテリアは検出されていません。3. 適合性を単一のサンプルで判断したため範囲は報告されていません。							
汚染物質	目標値 (MCLG)	アクションレベル (AL)	90パーセントイル	検査年	AL超過数	基準超過	主な混入源
銅 (ppm) ⁴	1.3	1.3	0.057	2023	0	なし	家庭用配管システムの腐食、天然堆積物の浸食
鉛 (ppb) ⁴	0	15	3.6	2023	0	なし	家庭用配管システムの腐食、天然堆積物の浸食
注記： 4. 鉛と銅のサンプリングは3年ごとに実施されます。							

違反行為の監視

報告すべき違反事項はありません。

略語と定義

- AL:** アクションレベル値。超過した場合、定められた追加処置をしなければならない濃度。超過は90パーセンタイル値から判断します。
- MCL:** 最大許容濃度 (MCL)。水道水中に許容される汚染物質の最大値。MCLは可能な限り、MCLG (最大許容混入目標値) にできるだけ近い値に設定されます。
- MCLG:** 最大許容混入目標値 (MCLG)。水道水中の混入物による健康リスクがなくなるとされるレベル。
- MRDL:** 最大残留消毒剤濃度。水道水中に許容される消毒剤の最大値。消毒剤の使用はバクテリアの発生を抑制するために必要です。
- MRDLG:** 最大残留消毒剤濃度目標値。水道水中の残留塩素による健康リスクがなくなるとされる目標値。但し、消毒効果を考慮した値ではありません。
- NA:** 該当なし。
- ND または 「 - 」:** 不検出。
- ppm:** 100万分の1 (パーツ・パー・ミリオン)。 mg/L 1リットル当たりミリグラム (ミリグラム・パー・リットル) と同等。
- ppb:** 10億分の1 (パーツ・パー・ビリオン)。 $\mu\text{g/L}$ 1リットル当たりマイクログラム (マイクログラム・パー・リットル) と同等。
- ppt:** 1兆分の1 (パーツ・パー・トリリオン)。 ng/L 1リットル当たりナノグラム (ナノグラム・パー・リットル) と同等。
- QL:** 定量限界
- TT:** 処理技術：水道水中の汚染物質を低減するために必要な処理。
- 90パーセンタイル** 採取された水道サンプルのうち、90%のサンプルが示す最大値。90パーセンタイル値がAL値を超過した場合、適切な低減処理をすることが定められています。

連絡先

横須賀基地広報：CFAY-N00P-PublicAffairs@us.navy.mil

PWD Environmental : DSN 315-243-3814

池子住宅エリアにおける濁度計と残留塩素計の故障に関するお知らせ

発信元： 横須賀基地司令官

宛先： 水道利用者

件名： 池子住宅エリアにおける濁度・残留塩素分析装置の故障に関する通知

1. 横須賀基地の水道システムは、施設や住居（家族用および単身用）に居住・勤務する全員の健康を守ることに最優先に考えています。この通知には、水道水に関する重要な情報が記載されています。池子で水道を使用（飲用、シャワー、入浴、食器洗い、調理、口腔衛生など）する、兵舎、家族用住宅、医療施設、学校、CDC、職場などにいる全員とこの情報を共有してください。
2. 横須賀基地PWDユーティリティーは池子住宅エリアで2025年4月8日に濁度と残留塩素用の自動水質監視装置が故障しているのを確認しました。規則では、濁度と残留塩素を4時間ごとに測定することになっています。池子住宅エリアの水道水を常時監視しているこの装置は、普段は1時間ごとに自動で測定データを記録していますが、この故障により、2025年3月24日から記録が止まっていました。調査の結果、装置内部のCPUボード（中央処理装置の基板）が破損しており、部品の交換が必要であることが判明しました。この分析装置の故障を受け、年に一度の水質報告書（CCR）において、TIER3（第3種規則違反）の公表事項として通知いたします。
3. 短期および長期の是正措置として、分析装置の不具合を解決するために以下の措置がとられました。
 - a. 2025年4月21日に機器メーカーから仮CPUボードの提供を受け、精度テストを実施。
 - b. 2025年6月30日に機器メーカーから納入された正規CPUボードと交換し、精度テストを実施。
 - c. 故障期間中も定期モニタリング（月次、四半期、年次のサンプリング）は継続され、いずれの基準値も超過しなかった。
4. 水質検査は、EPAおよびM-5090.1B海外水道マニュアルの基準に基づいて継続して実施された。池子では浄水場から供給される水に関して、過去に濁度や残留塩素の問題は一切発生していません。水道水はこれまでも、そして現在も、飲用に適した状態を維持しています。